

# 仕 様 書

広島市立リハビリテーション病院等（地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立リハビリテーション病院及び地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立自立訓練施設）で使用する窓用カーテン及び間仕切カーテン（以下「カーテン」という。）について、次のとおり定める。

## 1 設置場所及び種類等

設置場所、種類、数量及び面積は、別表・別図のとおりとする。

## 2 材質等

カーテン・カーテンフック等については次のとおりとする。

また、予備カーテンについても同様とし、所定のクリーニングを終えたものとする。

### (1) カーテン本体

ア 素材はポリエステルであること。

イ 消防庁認定の難燃繊維であり、消防庁登録者番号の記載がある防災ラベルが貼り付けてあるものを使用すること。

ウ 30回以上の洗濯に耐えられ、洗濯堅牢度は5級、耐光堅牢度は4级以上であること（遮光カーテン、シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。）。

エ 熱湯（80℃以上）消毒を行って、収縮度が巾、丈共に1.0%以下であること（遮光カーテン、シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。）。

オ ベッド廻り及び診察室等の間仕切カーテンは抗菌加工とし、上部メッシュ700mm及び上部ネット部のスプリンクラー散水透過率は65%以上とする。

カ カーテン上部には、ポリエステル芯地を使用すること。

キ カーテンフック取り付け個所は芯地を二重にすること。

### (2) カーテンフック

ア 素材はステンレスとする。

イ カーテン本体に縫い付け、または、これに準ずる方法で取り付けるものとし、容易に脱落しないよう必要な処置を講じること。

ウ 洗濯時に絡まることのないよう工夫すること。

### (3) タッセル

ア 窓用カーテンには、カーテンと同一素材のタッセルを付属すること（シャワーカーテンを除く。）。

イ 間仕切カーテンには、カーテンと同一素材のタッセルを縫い付ける又はクリップ式のタッセルを取り付けること（シャワーカーテンを除く。）。

### (4) その他

ア 洗濯により著しく商品価値が低下しないものであること。

イ 防災ラベルは、カーテン1枚ごとに見えやすい場所に縫い付けること。

ウ カーテン1枚ごとにカーテンサイズを記入したラベルを縫い付けること。

エ 遮光カーテンは遮光1級とする。

## 3 メンテナンスの方法等

### (1) メンテナンスの方法

ア 作業行程表の作成

メンテナンスの実施に当たっては、発注者と協議のうえ、各棟・各階ごとに作業行程を作成するとともに、これを提出して承諾を得るものとする。

イ カーテンの取り外し、予備カーテンの取り付け

カーテンの交換は、病室・居室内での作業であることを考慮し、予備カーテンを十分に用意し迅速かつ短時間にて行うこと。

ウ カーテンの洗濯・点検補修・仕上げ

洗濯の工程は、洗い・濯ぎ・脱水・プレス仕上げを基本とし、抗菌加工を施すこと。

洗濯時には、必ず定期点検（カーテンフック、カーテン本体のほつれ・破れ）を行い、必要に応じて補修を行うこと。

洗濯仕上げ時にも、再度、カーテンの点検を行うものとし、補修箇所があったときには速やかに補修すること。

エ 予備カーテンの取り外し、クリーニング済みカーテンの取り付け

予備カーテンの設置期間が短期間となるよう留意すること。

オ カーテンレールの点検補修

メンテナンス時には必ず定期点検を行い、必要に応じて補修を行うこと。

大掛かりな補修等が生じた場合には、発注者と協議して作業にあたること。

カ メンテナンスの完了

メンテナンスが完了したときは、完了届を提出するとともに、発注者の検査を受けるものとする。

なお、完了届には補修箇所も明記するものとする。

(2) メンテナンスの種類

ア メンテナンスの種類は、定期及び臨時とする。

イ 定期メンテナンスは、窓用カーテンは年1回、間仕切カーテンは年2回行うものとする。

ウ 臨時メンテナンスは、破損や血液・薬品・便・尿等で汚染されたときなど、発注者がメンテナンスを必要と認めた場合に、随時行うものとする。

(3) カーテン管理台帳の整備

メンテナンスの円滑な作業に資するため、カーテンごとの規格や設置場所等を明記した管理台帳を作成するものとする。

#### 4 留意事項

(1) 従業員は、受託者名入りの統一した衣服を着用するものとする。

(2) 従業員には、次の事項を遵守させるものとする。

ア 品位を保ち、仮にも入院患者に対し不快感を与えるような言動をしないこと。

イ 節度あるきびきびした作業を行うものとし、だらだらした作業、話しながらの作業をしないこと。

ウ 休憩は、指定した場所で行い、特に作業の途中で休憩するときは、機具資材を1箇所に整頓してから行うこと。

#### 5 その他

(1) カーテンの色は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

(2) 納入前に、カーテンが仕様を満たしていることを証明する書類及びサンプルを発注者に提出し、発注者の承認を受けること。

(3) 受注者は現場実測を行い納入すること。

(4) この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定める。